

住宅改造費助成制度のご案内

(正式名称：流山市高齢者等住宅改造費助成事業)

1 目的

高齢者等の自立の促進と介助に適した住環境づくりに寄与し、福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

2 利用できる方

次の条件を満たす方です。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳に登録されている方。
- (2) 高齢者については、日常生活を営む上で移動・歩行に支障があり介助を要するおおむね65歳以上の方で、介護保険法の要介護(要支援)認定を受けた方。
- (3) 身体障害者については、身体障害者手帳の交付を受けた方で、肢体不自由、視覚障害の1級又は2級に該当する方、又は、それに準じる状態の方。
- (4) 次のいずれにも該当している方。
 - ① 改造しようとする住宅を所有していること、又は、所有者の改造承諾を得ていること。
 - ② 市税を完納していること。
 - ③ 改造しようとする住宅に暮らす一番所得税の高い方の前年所得税課税年額が、300,000円未満であること。
※前年所得税課税年額とは、配当控除、住宅借入金(取得)等特別控除を差し引く前の金額です。

最近居間の入口の敷居でよくつまずいて
るよなあ～我が家も最近流行のバリアフ
リー住宅ってやつに改造してみようかね？
お金がいくらかかるかわかりませんよ！
でもな・・・！介護保険と市から助成金
がでるみたいなんだよ！～？



3 対象となる経費

既存の住宅の改造に限り、9に掲げる工事にかかる経費です。

ただし、介護保険法に定める住宅改修費の給付対象となる工事は除きます。

なお、助成対象工事は市内事業者が請け負った工事に限ります。

4 助成額

改造に要した経費の2分の1に相当する額を基準として、2(4)③の前

年所得税課税年額により、10 のとおり最高300,000円までの間で助成します（助成金額のうち1,000円未満は切り捨てです）。

5 利用の手続き

利用する際は、次の申請書類により申請し、改造工事に着工する前に、助成の決定を受ける必要があります。

- (1) 助成申請書・同意書
- (2) 改造計画書
- (3) 図面（改造場所・内容がわかるもの）
- (4) 写真（改造前の状況がわかるもの）
- (5) 見積書（改造場所・内容と経費が明らかなもの、申請者あてで社印・代表者印のあるもの）
- (6) 住宅が自己所有でない場合、賃貸借契約書（写し）と所有者の改造承諾書

6 完了検査

助成の決定を受けた方が改造の工事を完了した際には、速やかに連絡をお願いします。

次の書類を提出していただき、工事の施工が決定内容・条件に適合したものであるかどうか、現地で検査を行います。

- (1) 完了届
- (2) 写真（改造後の状況がわかるもの）
- (3) 領収書又は請負契約書（原本提示、写しを添付）
- (4) 助成金交付請求書（完了検査合格後に提出）

7 助成金の交付

助成金は、改造工事の完了検査を実施し、提出書類等の内容を審査した後、助成金交付請求書で指定いただいた金融機関の口座に振り込みます。

なお、助成金は工事を請け負った事業者へ交付することも可能です。

8 その他

- (1) 助成した住宅に再改造の必要があると認めた場合、再度助成金の申請をすることができます。

ただし、助成金の合計額は、助成上限額を超えることができません。

- (2) 上で示した書類の他に、必要な書類等の提出をお願いすることがあります。

9 対象となる場所・改造内容

場所	改造の内容
浴室	1 段差を解消する工事 2 手すりを設置する工事 3 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 4 浴室又は脱衣所を広げる工事 5 高齢者等の専用居室から近い位置に設置する工事 6 扉を引き戸にする工事 7 扉の取っ手をレバー式等にする工事 8 浴槽を埋込型又は半埋込型にする工事 9 浴槽を2方向以上から介助できるような型式にする工事 10 浴槽内及び洗い場の材質を滑りにくいものにする工事 11 シャワー及び水道栓の取っ手を座ったままの姿勢で手の届く位置に設置する工事 12 シャワー及び水道栓の取っ手をレバー式等にする工事 13 スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事 14 ハンドシャワーを設置する工事 15 非常通報装置を設置する工事 16 せっけん、シャンプー等を壁内収納にする工事 17 外から解錠できるようにする工事
洗面所	1 スペースを広げる工事 2 洗面台の高さを高齢者等に適した位置に設置する工事 3 洗面台の下をひざ入れスペースのある型式にする工事 4 扉の取っ手をレバー式等にする工事 5 シャワー及び水道栓の取っ手をレバー式等にする工事 6 スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事
便所	1 段差を解消する工事 2 手すりを設置する工事 3 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 4 スペースを広げる工事 5 高齢者等の専用居室から近い位置に設置する工事 6 扉を外開き又は引き戸にする工事 7 扉の取っ手をレバー式等にする工事 8 便器を腰掛け式にする工事（暖房便座及び温水洗浄装置付きにする工事を含む。） 9 水洗弁及び手洗器等を便座に腰掛けたまま使用できる位置に設置する工事 10 スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事 11 フットライトを設置する工事 12 非常通報装置を設置する工事 13 外から解錠できるようにする工事

廊下	1 手すりを設置する工事 2 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 3 有効幅員を広げる工事 4 曲がり角部分の隅切り又は面取りをする工事 5 フットライトを設置する工事
階段	1 手すりを設置する工事 2 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 3 緩やかな勾配にする工事 4 踏面に滑り止めを付ける工事 5 踊り場を設置する工事 6 照明を明るくするとともに、上下に明かり付き三路スイッチを設置する工事 7 フットライトを設置する工事 8 昇降機を設置する工事
専用居室	1 敷居及びレールの段差を解消する工事 2 手すりを設置する工事 3 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 4 日当たり、通風、眺め、遮音等条件の良い位置に設置する工事 5 直接戸外に出られる位置に設置する工事 6 和室から洋室に改装する工事（ベッドを置けるようにする工事を含む。） 7 扉を引き戸にする工事 8 扉の取っ手をレバー式等にする工事 9 スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事 10 コンセント及び排気口を新設又は増設する工事 11 フットライトを設置する工事 12 外から解錠できるようにする工事
玄関	1 出入口の段差を解消する工事 2 手すりを設置する工事 3 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 4 スペースを広げる工事 5 高齢者等の専用居室へ他の部屋を通らずに行けるような位置に設置する工事 6 扉を引き戸にする工事 7 扉の取っ手をレバー式等にする工事 8 スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事 9 照明を明るくする工事 10 フットライトを設置する工事
台所	1 スペースを広げる工事 2 調理台、流し台及びコンロ等の高さを同じくする工事 3 調理台、流し台及びコンロ等の下をひざ入れスペースのあ

	る型式にする工事
	4 水道栓の取っ手をレバー式等にする工事
	5 スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事
アプローチ	1 段差解消のためにスロープを設置する工事
	2 スロープに手すりを設置する工事
	3 昇降機を設置する工事

介護保険法に定める住宅改修費の給付対象となる工事は除きます。

10 助成上限額と所得税額（早見表）

助成金上限額	前年所得税年額	助成金上限額	前年所得税年額
300,000円	非課税	140,000円	160,000
290,000	10,000	130,000	170,000
280,000	20,000	120,000	180,000
270,000	30,000	110,000	190,000
260,000	40,000	100,000	200,000
250,000	50,000	90,000	210,000
240,000	60,000	80,000	220,000
230,000	70,000	70,000	230,000
220,000	80,000	60,000	240,000
210,000	90,000	50,000	250,000
200,000	100,000	40,000	260,000
190,000	110,000	30,000	270,000
180,000	120,000	20,000	280,000
170,000	130,000	10,000	290,000
160,000	140,000	0	300,000
150,000	150,000		

改造に要した経費の2分の1に相当する額が基準です。

助成金額のうち1,000円未満は切り捨てです。

前年所得税課税年額が30万円未満のとき、実際の上限額は下の算式で計算します。

$300,000 \text{ 円} - \text{前年所得税課税年額} = \text{助成金上限額 (1,000 円未満は切り捨て)}$

【お問い合わせ先】

〒270-0192 流山市平和台1丁目1-1

流山市健康福祉部 高齢者支援課

電話 04(7150)6080(直通)

障害者の方が助成を受けようとするときのお問い合わせ先

流山市健康福祉部 障害者支援課

電話 04(7150)6081(直通)